

## 最上小国川ダム事業の公開質問状への県回答について。

山形県議会議員 草島進一

本日午後 2 時から 1 時間半にわたり県土整備部 農林水産部 より口頭で回答を受けました。

以下、主な回答であります **ゴシック太字**が県の回答です。

1) 「漁協はダムを容認した」などと判断して今後の協議をおこなう 6 月 16 日の行為は違法行為ではないか?の問いについて。

県回答(東海林 水産課長)

漁業補償等につきましては、今後、組合との話し合いを丁寧に進めたいと考えております。その中で、ご理解をいただきたいと考えているところでございます。

違法と考えてはおりません。

違法じゃない事の法的な根拠は?

回答なし、今後、漁業法で「そもそも漁協がダム容認などについて総会決議で決議することは違法ではないのか?」また水協法や漁協の定款に基づいて「2 / 3 の特別決議を経ないでも「ダムを容認した」「漁協はダムを受け入れた」といえる法的な論拠を回答してほしいと要請。 後日回答するとのこと。

2) 流水型ダム事業と漁業振興策はそもそも別々のものである。

内水面漁業振興とダム治水は一体なのか、確認します。

県(東海林 水産課長)

総代会におきまして、流水型ダムによる治水対策と内水面漁業の振興策の両立に向けた提案を、漁協として受け入れる判断をいただきました。その上で内水面漁業の振興において喫緊の課題にすみやかに対応していくこととしてございます。

漁業振興策についてはダムと切り離して行われるという認識についてはどうですか？

あくまで流水型ダムによる治水と内水面漁業の振興は両立をはかっていくと。というのが基本であります。

以前、喫緊の課題としての井戸の整備などは、ダムとは関係なくやっていくとヒアリングしましたが？

撤回します。流水型ダムによる治水対策と、喫緊の課題への対応も含めた内水面漁業の振興というのはあくまで両立をはかっていくものだということでございます。

要するに、ダムを受け入れたら、漁業振興やってあげます。ダムを拒否したら漁業振興、つまり井戸の整備やってあげないという、バーター取引なんですね？

違います。あくまでですね。県の提案というのは、最上小国川流域の振興に向けて治水対策と漁業振興策を両立させながらやっていきたいと思いますという提案なのでございます。その中で漁業振興で喫緊の課題があればそれについてはきちんと対応していきたいと思いますということでございます。

ダムもプラス漁業振興もプラスに働くようなことってどういうことなの？

漁業にもダムは当然影響ありますけれども、その影響をですね除去していくための対策を講じていくと。それが今回の内水面振興策において提案の中に網羅していることでございます。

## 2-2

県が掲げるダムのない川以上の清流はどこに実例はあるのか？

ダムのない川以上の清流とは、4月29日に、第三回最上小国川流域の治水対策等に関する協議において県から正式に提案いたしました。最上小国川流域の治

水対策と内水面漁業の振興策を目指す最上小国川振興の中で、目標として記載したものです。

流水型ダムによる安全安心対策と内水面の漁業振興策にある漁業振興がはかられるものと考えています。

で、結局ダムのない川以上の清流という先例はあるんですか？

ダムのない川以上の清流という先例は認識しておりません。

▽ 3) 5月17日18日の科学者によるシンポジウムにおいて、ダムなし治水の有効性、優位性が立証された。県はこうした新たな見解に対して排除しつづけるんですか？という応えに

● 県（高橋英信 河川調整主幹）

最上小国川流域については、これまでたびたび洪水が発生していることから、昭和62年に最上町より治水対策の要望があり、地元説明会や、学識経験者から成る最上小国川水系流域委員会等の公開の場において様々な議論を重ねた結果。県は、平常時には水をため流水型ダム案が最適であると判断しました。平成22年にはできるだけダムに頼らない治水への政策転換にもとづいた国の策定した新たな基準に従い、26のすべての方策について、赤倉地区でどの方策が最適かを総合的に検討しました。その結果。治水効果発現がもっとも早く、コストがもっとも安く、自然環境や歴史ある温泉街を現況のまま存続できるなど、地域社会への影響に関しすぐれていることから流水型ダムに決定しました。‘

住民の安全安心を一日も早く確保することが、県の責務であり、最上小国川流域の治水対策について、今後とも最大限の努力をして参ります。

▽ 最新の科学的見解、知見を無視し続けるのか？

お応えしたとおりだ。

● 今般の回答について、以下、コメントします。

- 1) については、「組合はダムを受け入れた」と発言し、それは「違法ではない」といいながら、法的な根拠が全く示されない不当なものでありました。  
私は、漁業法、並びに水協法で違法であるという見解について正しているものです。後日、県より「違法ではない論拠」について回答することです。

今後、県が回答するとした事項

▽ダム容認かどうかについて、そもそも漁協が決議で決められるのか。そう思える法的根拠。

▽水協法に照らし、特別決議で2/3得ていないのに、漁協が、漁業権に関わるダムを容認しているとしても違法ではないという法的論拠。

- 2) 本来別々の行政施策であるダム治水事業と、漁業振興策を一体にして、「ダムを容認するなら、喫緊の課題である中間育成施設の改修や井戸の整備をおこなう。と漁協に示してきた。ということを経は認めました。

こうした手法は、権力を振りかざして、ダム開発というひとつの目的を実現するために、全く別の行政施策をバーター取引に使う卑怯な政治手法であります。

ダムで環境破壊された多くの川の先例を踏まえ、今後の長期的な漁業の在り方や、流域振興策や観光振興策を真剣に考え続けている漁協組合員や流域住民に対して、冷静な判断をさせまいとする冒流行為であり、改めるべきと考えます。

2) - 2 県は、ダム建設後も「ダムのない川以上の清流」を掲げていますが、県自身が先例を認識していない単なる目標であることを名言しました。

科学的にありえない荒唐無稽な事を行政目標に掲げていいのか、大いに疑問であり、私には県民を欺いているとしか思えません。

- 3) この回答は、今般5月17, 18日に全国から集った河川工学者、温泉研究者、魚類生態学者が導き出した最新の知見を無視、排除し続けるという姿勢そのものです。

県がつくった河川構造物を撤去し、河床を除去し、温泉街の再生をはかりつつ河道改修をする。今般のシンポジウムで改めて可能でありそれこそ未来の真の流域振興策になると結論づけられた「ダムなし治水」について、また、実際の穴あきダムの先例において生じる環境影響について、最新の科学的な知見について、無視、排除されることは許されないことであると考えます。  
以上。